

指定通所介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2171300540号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供される内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

目 次

・ 事業の目的と運営方針、事業所の内容	1・2
・ サービスの内容	2
・ 利用料金	2・3・4
・ サービス利用にあたっての留意事項	4
・ 非常災害対策、緊急時の対応、事故発生時の対応	4・5
・ 守秘義務に関する対策、利用者の尊厳	5
・ 身体拘束の禁止	5
・ 苦情相談窓口	5
・ 損害賠償について	6

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

(1)事業所名	サンホーム七宗デイサービスセンター
事業所番号	2171300540
所在地	岐阜県加茂郡七宗町神淵 10327 番地 1
管理者の氏名	塚本 寿
電話番号	0574-46-1999
FAX	0574-46-0007
サービスを提供する地域	通常の事業の実施地域は、七宗町全域

(2)事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名		1名
生活相談員 (常勤3名は介護職員と兼務)	生活相談及び指導	3名		3名
看護職員 (非常勤2名は 機能訓練指導員と兼務)	心身の健康管理、口腔 衛生と機能のチェッ ク及び指導、保健衛生 管理	1名	2名	3名
機能訓練指導員 (看護職員と兼務)	利用者の日常生活上 の機能訓練を行う		2名	2名
介護職員 (常勤3名は生活相談員と兼務 非常勤3名兼務あり)	介護業務	7名	5名	12名
調理員	食事の調理	1名	3名	4名

(3)設備の概要

○食堂

ご利用者がゆったりと座れる広さのスペースを備え、ご利用者の全員が使用できるテーブル、いす、箸や食器類を備えています。

○入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

○その他の設備

設備としてその他に、休養室・相談室・事務所等を設けています。

(4)定員及び営業時間

利用定員 35人

サービス提供日・提供時間	月曜日から土曜日 (ただし、日曜日・12月29日から1月3日までを除く) 夏時間(2月1日から10月31日まで) 午前9時10分から午後4時20分までとする。 冬時間(11月1日から1月31日まで) 午前9時10分から午後3時30分までとする。 ただし、上記時間外でも相談等に応じる体制をとる。
営業日・営業時間	月曜日から土曜日 (ただし、日曜日・12月29日から1月3日までを除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

3. サービスの内容

(1)送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を送迎します。
- ② 通常の営業時間の利用者の方を送迎します。

(2)健康チェック

- ① 血圧と体温のチェックを行います。

(3)入浴

入浴又は清拭を、見守りや直接介助により入浴を提供します。
(寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。)

(4)給食

- ① 食事の準備、介助を行います。
- ② 献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提案します。

(5)生活相談

ご利用者とご家族の相談に応じて、従業者と関係機関等と連絡調整し安心した生活を送れるようにします。

(6)レクリエーション

- ① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7)排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい。)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

ご利用者負担額は、サービス利用料金の1割、2割または3割の額です。

(※自己負担割合は、介護保険負担割合証に基づきます。)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスご利用分は全額ご利用者負担となります。

(1)介護報酬告示額

1 割負担の場合

(夏時間 7 時間以上 8 時間未満)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数 (1 単位 = 10 円)	6 4 8	7 6 5	8 8 7	1 0 0 8	1 1 3 0
利 用 料 金	6,480 円	7,650 円	8,870 円	10,080 円	11,300 円
介護保険から給付される金額	5,832 円	6,885 円	7,983 円	9,072 円	10,170 円
サービス利用に係る自己負担額	6 4 8 円	7 6 5 円	8 8 7 円	1,008 円	1,130 円

(冬時間 6 時間以上 7 時間未満)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数 (1 単位 = 10 円)	5 7 5	6 7 9	7 8 4	8 8 8	9 9 3
利 用 料 金	5,750 円	6,790 円	7,840 円	8,880 円	9,930 円
介護保険から給付される金額	5,175 円	6,111 円	7,056 円	7,992 円	8,937 円
サービス利用に係る自己負担額	5 7 5 円	6 7 9 円	7 8 4 円	8 8 8 円	9 9 3 円

2 割自己負担額は上記の自己負担額に 2 を乗じた金額、

3 割自己負担額は上記の自己負担額に 3 を乗じた金額となります。

☆サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

(2)加算料金

※入浴介助加算

入浴介助を行った場合 1 日につき 500 円加算されます。

※中重度者ケア体制加算

当事業所は要介護 3 以上に該当するご利用者の割合が 30%以上なので、450 円/日を加算されます。

※サービス提供体制強化加算(I)ロ

当事業所は介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 40%以上配置しているので、120 円/回を加算されます。

※若年性認知症の方がご利用されたときは、受入加算として 1 日につき 600 円加算されます。

※送迎減算

事業所が送迎を行わない場合 片道 470 円減算されます。

※介護職員処遇改善加算(I)

介護職員処遇改善の取り組みとして、所定単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数が加算されます。

その他の費用(全額がご利用者のご負担となります)

食材費

ご利用者に提供する食事・おやつ等材料費や調理にかかる費用をいただきます。

1回あたり500円

おむつ代

持参していただいた、紙オムツ等がなくなった場合に、当所の紙オムツ等を使用した場合その費用をいただきます。)

Dパンツ 100円

サルバ 150円

パット 30円

交通費

通常の事業の実施地域以外のお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、1kmにつき35円いただきます。

レクリエーション活動費

ご利用者の希望によりレクリエーションに参加していただいた場合の材料費の実費をご負担いただきます。

複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

利用料金のお支払い方法

ご利用者負担金は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので利用翌月の末日までに以下の方法によりお支払い下さい。

- (1) 当事業所指定の金融機関(めぐみの農業協同組合 上麻生支店、神湊支店他)での口座振替(ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、現金等払込書にて納付して下さい。)
- (2) 現金等払込書による納付(めぐみの農業協同組合 上麻生支店、神湊支店の窓口で納付できます。)

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① ご利用者又はそのご家族は、体調の変化があった場合や、都合により通所介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加する際には前日までに事業者申し出て下さい。
- ② ご利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際は、必ず従業者に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年1回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状の急変した場合は、速やかに主治医又は「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

- (1) ご利用者の意志と人権を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- (2) ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

サンホーム七宗デイサービスセンター

受付担当者 主任生活相談員 中島 祥文

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

月曜日～金曜日(祝日を除く)

電話番号 0574-46-1294

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

七宗町役場 住民課

所在地 七宗町上麻生2442番地3

電話番号 0574-48-1112

FAX 0574-48-2239

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日、祝日を除く)

国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県農業福祉会館内

電話番号 058-273-1111

FAX 058-277-0431

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日、祝日を除く)

岐阜県社会福祉協議会

所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県農業福祉会館内

電話番号 058-275-9826

FAX 058-275-7635

受付時間 午前9時～午後5時(土、日曜日、祝日を除く)

13. 損害賠償について

事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所在地 岐阜県加茂郡七宗町神淵 10327 番地 1
事業者名 サンホーム七宗デイサービスセンター
(事業所番号 2171300540)

説明者名 _____ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住 所 七宗町

氏 名 _____ 印

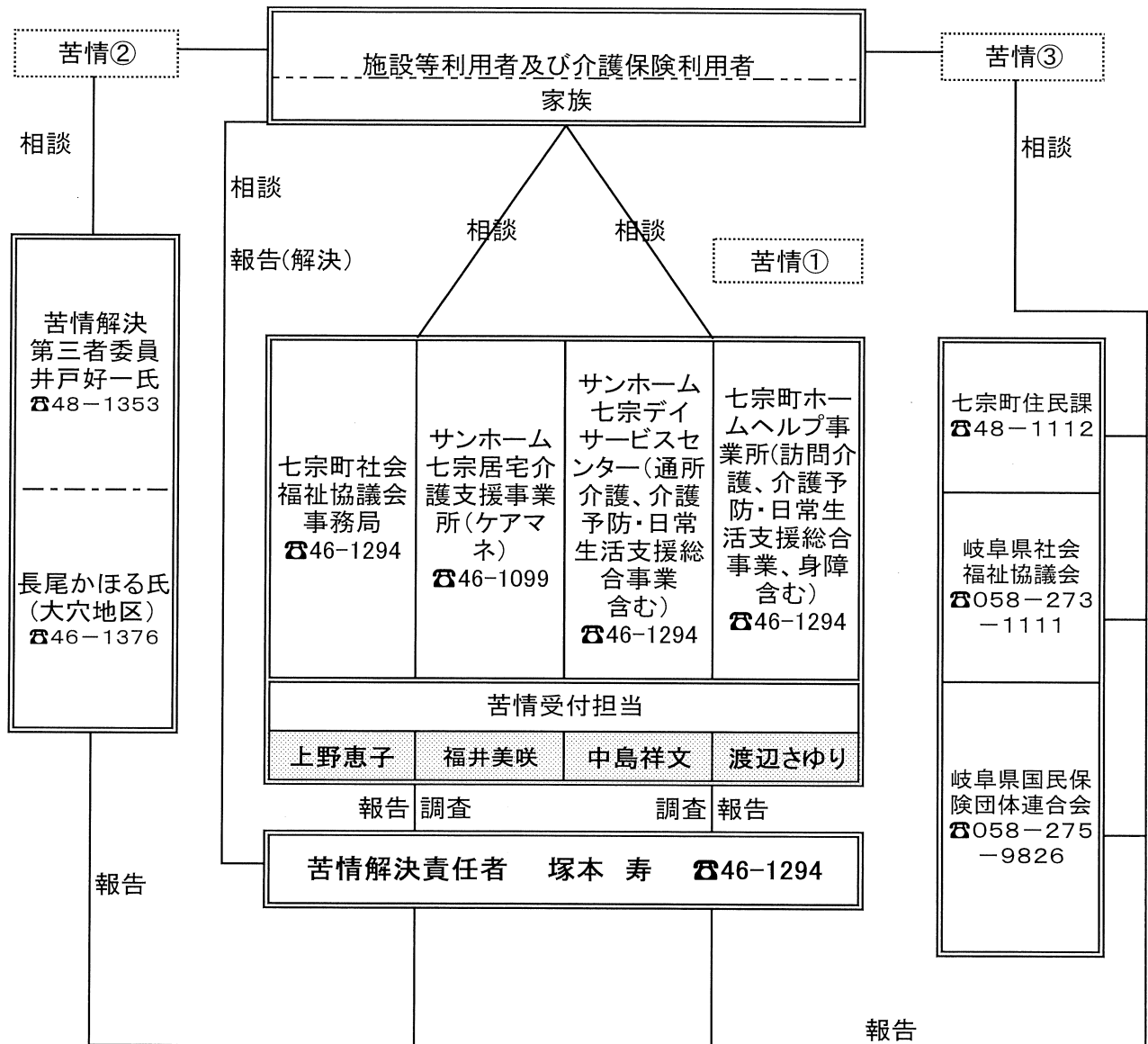
〈利用者代理人〉 署名代行理由 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄()

七宗町社会福祉協議会苦情処理図



ご利用者(ご家族)の方は各事業者の苦情受付担当者(苦情解決責任者に直接でも構いません)

に苦情を申し出ください「①」。また、苦情解決第三者委員に申し出ることも出来ます「②」。

なお他にも七宗町住民課、岐阜県社会福祉協議会、岐阜県国民健康団体連合会へ苦情の申し出が出来ます「③」。

苦情の申し出、お問い合わせは 七宗町社会福祉協議会事務局まで☎46-1294

事故発生時についての対応方法

社会福祉法人七宗町社会福祉協議会

